



Yナース 募集案内

(横浜市災害支援ナース)

Yokohama disaster assistance Nurse

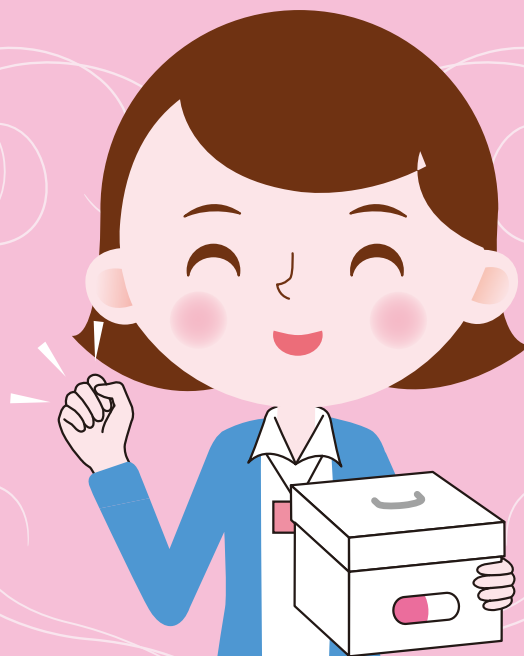
災害時、あなたの力を貸してください。

横浜市では、災害時の医療救護活動を支援していただける看護職を募集し、登録をしています。

Yナースとは？

大震災発生時に、あらかじめ登録された医師、薬剤師、市職員と共に、横浜市防災計画に基づく「医療救護隊」として活動する看護職のことです。活動内容は、区内の避難所等で主に軽症者に対する応急医療を行います。

※活動内容は区毎に異なります。詳しくは各区担当へお問合せください。



登録資格

横浜市に在住または在勤の保健師・助産師・看護師・准看護師の有資格者で、発災時に横浜市各区内の地域防災拠点(指定された小・中学校)等で支援活動ができる方。
(ただし、病院勤務等で、災害時に、職場に参集することになっている方は原則除く)



登録方法

●下記の2つの方法で登録ができます。申請後、受け付けた区役所からYナース登録証をお渡しします。

- ①オンラインによる申請
横浜市電子申請・届出システムにて登録ができます。なお、横浜市電子申請・届出システムにログインが必要です。
- ②登録申込票に必要事項をご記入のうえ、登録を希望する区福祉保健センター福祉保健課へ持参・郵送・Eメール等の方法によりご提出ください。申込票は、区福祉保健課窓口で配付しています。

※市ホームページにも掲載されています。

Yナース登録 電子申請システム



お問合せ

各区福祉保健センター福祉保健課
横浜市医療局救急・災害医療課

TEL 045-671-3932 FAX 045-664-3851



発災時のYナースの動き

1

登録希望区において震度**6弱以上**の地震が発生した場合、もしくは震度**6弱未満**で各区役所から要請があった場合、あらかじめ指定された参集場所へ参集します。

2

参集場所でYナース登録証を提示してください。
医師、薬剤師と共に活動に従事していただきます。



Q1 震度6弱以上の時は、必ず参集する必要がありますか？

A 震度6弱以上の場合、ご自身とご家族の安全確保ができ次第できる限り早く参集していただきます。

Q2 震度6弱未満の場合は、どのように要請が来るのでしょうか？

A 震度6弱未満で、各区が要請することを必要と認めた場合は、申込票に登録している連絡先へご連絡します。

Q3 活動の際に、負傷してしまった場合は補償されますか？

A 災害救助法、災害対策基本法等に基づき、補償を受けるために申請することができます。
(ただし、補償を受けるには審査が必要です。)

Q4 全国の災害に対し活動を行う「災害支援ナース」(厚生労働省所管)とは違うのですか？

A Yナースの活動は、「横浜市内で災害が発生した際」に「医療救護隊の一員として活動する」ことを目的としています。厚生労働省が所管している災害支援ナースとは別の枠組みです。

潜在看護師の復職をサポートしています

潜在看護師の方が、ブランクがあっても再び医療の現場で活躍していただけるよう復職研修などの情報を提供しています。

HP:「横浜市 看護職のためのページ」で検索

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/iryoo/seisaku/iryojinzai/kango.html>



お問合せ 横浜市医療局地域医療課

TEL 045-671-2993 **FAX** 045-664-3851

